

## Part3. ステマ対策

<SNSを用いる場合>

[前注] 1. 2021年11月9日にアフィリエイトターがインスタグラマーに依頼していた投稿に関し広告主に景表法の責任を負わせる措置命令が出ています（アクガレージ事件）

<アフィリエイト様がインフルエンサーにSNS訴求を依頼する場合>

- 1) そこでの訴求は必ず根拠を伴うものにさせて下さい。
- 2) 冒頭に「タイアップ投稿」と記述させて下さい。

※「アフィリエイトサイトの景表法上の責任は広告主が負う」への対応も必要